

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月7日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22300214

研究課題名（和文） ドーピング防止教育の基礎研究

研究課題名（英文） A BASIC STUDY FOR ANTI-DOPING EDUCATION

研究代表者

近藤 良享（KONDO YOSHITAKA）

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：00153734

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本の大学生・選手に対する「アンチ・ドーピングに関する意識調査」結果やカナダで起こった大学生・選手の薬物バイヤー事件を教材にして、実際のドーピング防止教育を実践しつつ、諸外国のドーピング防止教育の状況について、特にドイツ、フランスと韓国におけるドーピング防止法、施策の状況、日本のスポーツ基本法におけるアンチ・ドーピング施策の位置づけを検討し、今後のドーピング防止教育の基礎情報・資料を得た。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to get basic information and fundamental materials on anti-doping education for student/athletes, teaching anti-doping rules, policy and ethics by using the result on attitude survey about anti-doping for students, and Canadian student/athlete's scandal, and also to discuss sport law, anti-doping policy, anti-doping education in some countries, especially, Japan, Canada, Germany, French and Korea in order to provide best way for anti-doping education for students/athletes.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2011年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2012年度	2,200,000	660,000	2,860,000
年度			
年度			
総計	6,800,000	2,040,000	8,840,000

研究分野：スポーツ科学

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学、スポーツ科学

キーワード：ドーピング防止、薬物検査、薬物乱用防止、大学生選手

1. 研究開始当初の背景

(1) 2007年5月9日、文部科学省は、「スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン」を公表した。このガイドラインは、2005年10月国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)総会において採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が、2007年2月1日に発効したことを受けている。この中の第1章：国内におけるドーピ

ング防止活動の実施において、その5として「ドーピング防止に関する教育及び研修」が謳われている。

こうした動きは、2003年のコペンハーゲン宣言のアクションプランである「競技団体と政府関係者との一体的取組み」が実現しつつある証左である。但し、第2章：国内におけるドーピング防止活動の推進に資する取組みでも、ドーピング防止に関する研究促進が

強く求められている。と同時に、2009年から改訂される WADA コードへの対応も視野に入れる必要がある。

(2) 2004年アテネオリンピックの閉会式の場でジャック・ロゲ IOC 会長は、オリンピック・ムーブメントを脅かすのは、外からはテロリストの攻撃、内からはドーピングであると明言した。彼は、ドーピング問題がスポーツ界を内部崩壊させる病巣と位置づけ、強い懸念を示していると言えよう。ドーピング問題史を概観すれば、幾つかのエポック・メイキングがある。最初に、1968年のオリンピック競技大会から施行されたドーピング禁止規定である。それ以前はドーピングに対する数々の懸念や疑念が表明されつつも、この1968年の禁止規定は、スポーツ界がドーピング問題によりやく重い腰を上げた証明であった。1968年から1988年にかけては、一般大衆にドーピング問題の深刻さは理解されず、スポーツ界の内部問題であった。しかし、この内部のドーピング問題を広く一般大衆に浸透させたのは、1988年ソウルオリンピックにおけるベン・ジョンソン事件である。この事件を契機に検査体制が強化され、競技期間中の検査に競技会外検査が加えられた。さらには、1999年のサマラン元 IOC 会長によるドーピング緩和の発言(失言)は、結果的に、世界アンチ・ドーピング機構の創設、2003年の「世界アンチ・ドーピング規程」制定、コペンハーゲン宣言に結実する。2006年には、ユネスコアンチ・ドーピング国際規約が承認され、文字通り、官民一体の国際的なドーピング防止対策が始まった。これまでの興奮剤、利尿剤、筋肉増強剤といった薬物から、バイオテクノロジーを利用したドーピング方法(遺伝子治療を応用する方法)への移行が新たに懸念される中、ドーピング問題は旧来の価値判断基準だけでは判断できない事態を生じさせており、それに代替する新しい価値判断基準や対応策を模索する必要がある。

2. 研究の目的

2003年のコペンハーゲン宣言を受けたユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」は、世界中でドーピング防止が懸案となっていることの明確な証拠である。このような国際情勢を受け、「ドーピング問題」を解決するためのドーピング防止教育体制の構築をめざし、世界各国から蒐集した関連基礎的資料の参照しつつ、わが国独自のドーピング防止の教材開発及び有効な教授法のための基礎研究を目的とする。具体的かつ実効性のあるドーピング防止のための研究成果は、今後のわが国の2020年に向けたオリンピック招致活動における国際的信頼を得るためにも不可欠である。よって、

この「ドーピング防止教育の基礎研究」は国家的な課題を担うテーマと言えるのである。

3. 研究の方法

平成22年度は、我が国のドーピング防止教育の現状把握(調査)と各国のドーピング防止教育関連の教材収集を行う。

また、平成23年度は、前年度の調査に基づくドーピング防止教育の現状課題の分析と教育モデルの検討、および日本、ドイツ、カナダ、フランス、韓国におけるドーピング問題への教育的、政策的、実践・事例的な対応についての資料収集とその分析を進めつつ、HP(ドーピング防止教育)の立ち上げを準備する。

平成24年度には、前年度までに行った日本、ドイツ、カナダ、フランス、韓国におけるドーピング防止教育についての様々な観点からの対応について、その詳細を明らかにしてHPのコンテンツにする。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究は、日本の大学生・選手に対する「アンチ・ドーピングに関する意識調査」結果やカナダで起こった大学生・選手の薬物バイヤー事件を教材にして、ドーピング防止教育を実践しつつ、諸外国のドーピング防止教育の状況について、特にドイツ、フランス、韓国におけるドーピング防止法、施策の状況、そして日本のスポーツ基本法におけるアンチ・ドーピング施策の位置づけを検討し、今後のドーピング防止教育の基礎情報・資料を得た。

①日本のドーピング防止教育

2012年6月に公布された「スポーツ基本法」は、1961年の「スポーツ振興法」以来のスポーツ関連法である。スポーツ振興法が1964年の第18回東京オリンピックを視野に入れたことと対比すれば、2012年のスポーツ基本法は、2020年東京オリンピック招致を視野に入れている。そのために、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利」を標榜しつつも、競技スポーツに傾倒(競技水準の向上)している。日本選手が国際的な競技スポーツの場で活躍するには、ドーピング防止(教育)が不可欠であることから、スポーツ基本法の第3章：基本的施策の12競技水準の向上等の5に、「ドーピング防止活動の推進」として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するために、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発など、ドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援などが挙げられた。

日本国内におけるドーピング防止機関で

ある日本アンチ・ドーピング機構(JADA)は、高校生向けの「アンチ・ドーピング教育教材」を発行している。「アンチ・ドーピングを通して考える—スポーツのフェアとは何か—」には、スポーツの精神・価値として、Excellence、Friendship、Respect を謳い、アンチ・ドーピングの特徴や競技者への注意事項を入れている。そうした成果は、例えば、違反件数に表れてくることが予想されるが、過去5年間の日本選手の違反件数は、平成20年(11件)、平成21年(3件)、平成22年(5件)、平成23年(6件)、平成24年(7件)であることから、この違反件数を減らし、根絶することがドーピング防止教育の大きな課題である。平成22・23・24年に実施した大学生への「アンチ・ドーピングについての意識調査」結果をみると、一定の条件下であればドーピングを認めるという学生が20%程度いるし、ドーピングに関する情報も60%が「少しある」程度に留まっている。「アンチ・ドーピングの教育、情報源」は、保健体育授業(60%)やメディア(38%)であることから、高校の保健体育授業の充実、メディアの報道のあり方もドーピング防止には不可欠であることが判明した。

②ドイツのドーピング防止教育

ドル・テッパー氏(ドイツ・オリンピック委員会、オリンピック教育副委員長)との協議会においては、ドイツのドーピング防止教育について、以下の諸点が明らかになった。1) 東西ドイツの分離時代、ドーピングは東でも西でも行われていたが、その差異は、東では、政府主導で組織的に実施されていたのに対し、西では個人的に選手・コーチがスポーツ医学の専門家と実施した。2) 東西統一後、ドーピング問題について、年に一度は研究報告されるシステムが確立した。3) 東西統一後、ドーピング事件の扱いについて、2つに意見が分かれ、1つは、ドーピングの事実・原因究明して記録も消去する方向と当時の記録を承認する方向に分かれた。4) 現在ドイツでは、スポーツ指導者のための講習会の中でドーピング教育の受講が制度的に義務づけられている。その他、ドイツのドーピング防止教育の開始時期について、学校教育と社会のスポーツ教育を区別しなければならないとした上で、テッパー氏は「学校教育では、早期に簡易な内容について小学校で既に始める教師もいる。また、ドイツには40校のスポーツエリート学校が存在し、そこでは11歳以上の各種競技のトップ選手である生徒が在籍し、ドーピング防止教育は教育課程に含まれている」と述べた。さらに、ドーピング防止に対するメディアの貢献として「ドイツではテレビ・新聞共に、特集やドキュメント番組を制作し、過去のDDRでの実態

や今日の問題を報道している。全国紙にはドーピングについて秘密や闇を暴き報道するような専門的な記者が存在し、彼らの名前を記事で見れば、内容がドーピングに関する報道と判断できる」とドーピング問題の専門スタッフがいる状況も明らかにされた。

③カナダのドーピング問題例

カナダの大学において生じたドーピング事件について、サラ・ティーチェル氏(マニトバ大学)が、「ドーピング防止規程および学生アスリート向け教育をめぐる議論」の中で、以下のように論じた。「本発表では、ドーピング防止規程に関する提言および教育的介入が学生アスリートとして競技を行う大学生に及ぼす影響について論じる。ドーピング防止に関する哲学的研究は、これまで高水準およびプロのアスリートに着目したものがほとんどであったが、カナダでは近年、大学生アスリートの薬物検査の陽性反応が続発したことにより、ドーピング事例への学生の関与を撲滅する革新的手法の研究が進められた。学生による禁止物質の使用を減らす新たな方法を求めるに当たって、カナダのドーピング防止機構、カナダスポーツ倫理センター(CCES=Canadian Centre for Ethics in Sport)およびカナダ・インターユニバーシティ・スポーツ(CIS=Canadian Inter-university Sport)本部は、いくつかの新たな方針に関する提言と指導項目をまとめた。しかし、これらに含まれる提言の多くは、実施を前に倫理的観点から十分な精査を受けたとは思えないものがある。たとえば、機密情報の使用、非分析の証拠に基づく制裁、厳しさを増す居場所情報要求、特定のアスリートを対象とした検査、特定の学生アスリートグループを対象としたチーム全体の検査などは、十分な反対意見または議論を経ることなく実施された。スポーツにおけるドーピングとの闘いにおけるこれらの新手法に関して、徹底的な調査は行われておらず、その結果、これらの提言がアスリートの自律心と人権、特にプライバシーと機密情報に与える影響は十分に明らかになっていない。本発表では、スポーツ界で許容度が広がりつつある倫理に基づく原則ではなく、功利主義的考えや実用的結果を重視する仕組みへの傾倒に潜む危険を明らかにした」。以上のサラ氏の発表は、カナダにおける学生・選手へのドーピング防止教育が重要でありながらも、それへの防止策が個人の自律や人権を侵す可能性もあり、人権にも配慮した方策を採るべきと指摘したものである。

④フランスの状況

フランスにおけるドーピングに関する最初の法律は、「スポーツ競技会における興奮

剤の使用の取締りに関する 1965 年 6 月 1 日の法律第 65-412 号」であり、その後、「スポーツ競技会及び行事におけるドーピング物質の使用の予防及び取締りに関する 1989 年 6 月 28 日の法律第 89-432 号」、「スポーツマンの健康の保護及びドーピング対策に関する 1999 年 3 月 23 日の法律第 99-223 号」、2000 年 6 月 15 日のオルドナンス第 2000-548 号、「ドーピング対策及びスポーツマンの健康の保護に関する 2006 年 4 月 5 日の法律第 2006-405 号」と全部改正され、さらに 2006 年に「スポーツ法典の法律の部に関する 2006 年 5 月 23 日のオルドナンス第 2006-596 号」によって関連法がスポーツ法典の条文に組み込まれた。

その後も、スポーツ法典の中に組み込まれたドーピングに関する条文は改正が繰り返された。特に、2007 年 1 月 31 日の法律により、フランス政府がユネスコ規約を批准したことに伴い、フランスの国内法をユネスコ規約に調和させる必要が生じた。このため、2008 年に「ドーピング物質の不正取引対策に関する 2008 年 7 月 3 日の法律第 2008-650 号」、「病院改革並びに患者、健康及び地域に関する 2009 年 7 月 21 日の法律第 2009-879 号」、「スポーツマンの健康及び WADC の原則をスポーツ法典に合致させることに関する 2010 年 4 月 14 日のオルドナンス第 2010-379 号」などが制定され、WADC の原則をスポーツ法典に適用するための諸規定が定められた。また、法の簡素化に関する 2011 年 5 月 17 日の法律第 2011-525 号によって、禁止物質・方法に関する関係者の情報交換に関する規定が修正され、2012 年には、スポーツ倫理とスポーツマンの権利の強化に関する 2012 年 2 月 1 日の法律第 2012-158 号が制定され、スポーツの価値の遵守、スポーツマンの研修教育と権利、スポーツマンの健康の保護とドーピング対策、スポーツ代理人・弁護士に関する規定が追加・修正された。

フランスの国レベルでは、2011-2014 年度においては、スポーツ担当省がドーピング防止国家計画を策定しており、特にドーピング防止推進委員の養成を計画している。また、ドーピングの予防については、ドーピング予防医療所 (AMPD) がドーピングの疑いのある者またはドーピング違反者に対して面談をすること、フランスドーピング対策機構 (AFLD) がドーピング対策のための予防、教育、研究などを行っている。さらに、1998 年から設置された Numero Vert という組織によってドーピングに関する情報提供や予防対策の援助なども行われている。この他、フランスオリンピック委員会や各スポーツ競技団体、地方レベルにおいてもドーピング防止に関する取り組みがある。特にフランスにおける特徴的な取り組みとしては、AFLD に

よるドーピングに関する注意喚起活動 (operations de sensibilization) がある。この取り組みは、2005 年から始まったもので、一般市民のスポーツ大会を対象に参加希望者に対してドーピング検査を実際に行い、禁止物質の使用状況を評価し、スポーツ大会参加者に対してドーピング物質を摂取する危険性を注意喚起し、大会主催者と連携して関係するボランティア団体に対しても注意喚起を働きかけるものである。

⑤ 韓国の状況

韓国においては、国民体育振興法第 35 条に基づき、韓国ドーピング防止委員会 (KADA) がドーピング防止のために、教育、広報、情報収集、研究、検査、制裁、国際交流などの事業を実施している。

2010 年 8 月に KADA にてヒアリング調査をした結果、次のことが明らかとなった。KADA は、企画運営、検査コントロール、教育・広報、国際関係・WADA 連携の 4 つの部署から構成されており、ドーピング防止教育については、KADA が自ら実施する「自体企画教育」と外部のスポーツ団体からの要請に基づく「外部要請教育」がある。自体企画教育の実績としては、冬季・夏季合宿訓練の国家代表候補選手の検査中教育 (32 回、1,109 人)、利川障害人総合訓練院への入村障害人国家代表選手教育 (11 回、287 人)、全国小・中・高運動部指導者の職務研修教育 (8 回、710 人)、全国体育中・高等学校の学生選手教育 (15 回、3727 人)、高危険種目の選手教育 (1 回、120 人)、2011 年度ドーピング防止セミナー (1 回、144 人) がある。外部要請教育としては、大韓体育会・大韓障害人体育会加盟団体の要請教育 (64 回、6043 人)、プロ団体の要請教育 (12 回、281 人) などがある。

KADA のドーピング防止教育のプログラムとしては、ドーピング防止の結果、ドーピング防止の意義、WADA との関係、禁止物質・禁止方法、規定違反・罰則、禁止薬物検索ホームページ、注意薬物事例が挙げられる。特に韓国におけるドーピング防止教育の課題としては、教育用のテキスト・資料等が同一のものを利用しており、競技レベルや専門性などに応じて教育プログラムを段階的に開発していくことが挙げられる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

1999 年の WADA 創設以来、世界のアンチ・ドーピング活動が本格化したようにも見える。しかし、その実情は検査体制が強化されたにすぎず、スポーツ界からのドーピング根絶には至っていない。その証に国際オリンピック委員会 (IOC) や WADA の統計報告では年間 5,000 名 (サンプルの約 2%) を越える陽性

(違反)選手がいる。その中でも無知、情報不足に起因する違反も含まれるが、そうした違反を含めて、世界各国で現在、実施・展開されているドーピング防止教育、支援活動をシステム活用化によって、毎年改訂される WADA の禁止薬物リスト、規約改正を正確かつ迅速に選手・指導者らに伝達できると考えられる。日本では、年間数名の陽性者に留まるが、それを皆無にするための「アンチ・ドーピングに関する意識調査」(近藤担当)の継続とそれを題材にした講義、講習会は有効な取り組みであろう。特に、日本の上意下達的なスポーツ界の独自性を加味した教授システム作りは、必ず日本からのドーピング違反者の発生を防ぐ手だてとなる。

また、国際オリンピック委員会、各種国際競技団体及び各国政府は、WADA の主導の下で、アンチ・ドーピング運動を世界中で展開し、トレーニング中も含めた検査もますます強化されている。こうした対応策にもかかわらず、現状では薬物ドーピングは後を断たない。これらの点は研究代表者が行ったこれまでの一連の研究でも明らかである。さらに最近では、欧米各国を中心に、一流の競技選手のみならず一般のスポーツ参加者や青少年にまで薬物使用が蔓延し、重大な社会問題となっている。そこで、幾つかの国では、政府関連機関と連携して国内アンチ・ドーピング機構(NADA)を設置し、そのドーピング防止、薬物乱用対策を進めている。例えば、今回、齋藤が行ったフランスや韓国におけるドーピング防止法、ドーピング防止教育の実践状況は、我が国の施策立案の参考となるし、検査対象に該当しない高校生や大学生選手などへの教育、啓蒙はますます重要になるであろう。カナダでの大学生の筋肉増強剤のバイヤー事件は、大学選手権レベルにおいてもドーピングに巻き込まれる可能性を示唆している。今回の「ドーピング防止教育の基礎研究」によってすべての方策などが出されたわけではなく、息の長い調査、研究、海外情報を入手して、関連組織が連携して取り組まなければならない案件である。

(3) 今後の展望

今後のドーピング防止対策は二極化すると考えられる。一つはスポーツ医科学が主導する「遺伝子治療を応用する方法」の防止策を講じること、もう一つは、高校生、大学生の選手に対する防止策である。

①遺伝子ドーピング問題：前者について、この遺伝子ドーピング問題は、2009年の世界アンチ・ドーピング機構創設十周年の基調講演で、ジャック・ロゲ IOC 会長は「遺伝子ドーピングが今後最も危惧されるドーピング問題である」と表明していることから、この研究がスポーツ界の運命を左右するほ

どの喫緊の課題であることは否定できない。よって遺伝子ドーピング問題を、その発生、現状、そして未来も視野に入れ、世界中の研究者らの意見を集約して、この遺伝子ドーピング問題に対してどのように対応すべきかを解明する必要がある。

②学生/選手問題：後者について、オリンピックや世界選手権などに出場するレベルの選手には、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)の居場所情報(Whereabout)に基づく抜き打ち検査(競技会外検査)が実施されるし、競技団体によるセミナー、講習会などによるドーピング防止教育、啓発活動が行われるが、それに該当しない学生/選手はドーピング検査も教育・啓発活動も抜け落ちているし、検査が行われないという事実を学生/選手は承知している。そうした中で、カナダでは学生/選手が薬の保管と輸送を担当するという事件が起こっている。その結果、W大学のアメリカンフットボールの選手全員のドーピング検査はもとより、カナダ大学フットボール連盟所属の約500名にも検査を行う事態となった。カナダでは、1988年のベン・ジョンソン金メダル剥奪事件以来のスポーツ界の不祥事とされているが、これは、日本国内はもとより、世界各国の学生/選手らに起こっているもしくは起こる可能性が高い重大な状況である。よって、WADAや国内ドーピング防止機関の対象から抜け落ちる学生/選手らに適切な教育・啓発活動を行うことは喫緊の課題であろう。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計6件)

- ①齋藤健司、現代的なスポーツをめぐるポリテイクスの様相と視角、スポーツ社会学研究、査読有、第20巻第2号、2012、23-35
- ②齋藤健司、諸外国のスポーツ法とスポーツ基本法の課題、自由と正義、査読無、63巻1号、2012、56-61
- ③齋藤健司、日本におけるスポーツ法の体系の現状と課題、査読無、日本スポーツ法学会年報、17号、2011、50-64
- ④近藤良享、競技スポーツの意図的ルール違反をめぐる議論、体育・スポーツ哲学研究、査読有、第33巻第1号、2011、pp.1-11
- ⑤近藤良享、エンハンスメント社会と私の選択～遺伝子ドーピング問題からの照射、中京大学『八事』、査読無、第27巻、2011、pp.92-96
- ⑥近藤良享、ドーピング問題～過去、現在、そして未来、日本体育学会第61回大会体育哲学専門分科会キーノートレクチャー、体育哲学研究、査読無、2011、pp.59-62

[学会発表](計5件)

- ① KONDO YOSHITAKA、Medicine or Sport

Medicine, Therapy or Enhancement、2012 台湾スポーツ哲学会（招待講演）2012.12.22、台湾師範大学、台湾

②齋藤健司、現代的なスポーツをめぐるポリティクスの様相と視角-日仏のスポーツ基本法の政策決定と制度構造の比較を通して-、日本スポーツ社会学会シンポジウム、2012.3.18、熊本大学

③齋藤健司、スポーツ基本法の制定と今後の課題、日本スポーツ法学会第19回大会基調講演、2011.12.17、早稲田大学法学部

④齋藤健司、スポーツ法から見たスポーツ医学、第21回日本臨床スポーツ医学会学術集会、2010.11.7、つくば国際会議場

⑤近藤良享、治療を超えるスポーツ医学、日本体育・スポーツ哲学会、スポーツ哲学セミナー2011、2011.6.25、明治大学

〔図書〕（計5件）

①近藤良享、不昧堂出版、スポーツ倫理、平成24年（2012）215

② KONDO YOSHITAKA & MIKE MCNAMEE, ROUTLEDGE, Sports Medicine beyond Therapy, DOMINIC MALCOM & PARISSA SAFAI (EDS) The Social Organization of Sport Medicine: Critical Socio-Cultural Perspectives, 2012, 305-325

③齋藤健司、フランス、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構、平成22年度文部科学省委託事業各国ドーピング防止に関する法的活動の調査研究「研究報告書 ドーピングに対する法的制裁制度の比較研究」、2011、23-48

④齋藤健司、成文堂、アンチ・ドーピング政策、スポーツ政策論（菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編）、2011、205-212

⑤近藤良享、岩波書店、ドーピング問題～スポーツはどこへゆく、高峰編著：スポーツ教養入門、岩波ジュニア選書、2010.161～178.

〔その他〕

ホームページ等

<http://openweb.chukyo-u.ac.jp/~yo-kondo>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤 良享 (KONDO YOSHITAKA)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：00153734

(2) 研究分担者

向井 直樹 (MUKAI NAOKI)

筑波大学・体育系・准教授

研究者番号：70292539

齋藤 健司 (SAITO KENJI)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：80265941